

# 第4次みやき町地球温暖化防止実行計画 (事務事業編)



令和6年4月  
みやき町

# 目 次

## 第1章 基本的事項

- 1-1 計画の主旨と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 1-2 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 1-3 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 1-4 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・2

## 第2章 温室効果ガスの総排出量と削減目標

- 2-1 みやき町役場における温室効果ガス排出状況・・・・・・・・3
- 2-2 令和4年度における排出原因別の状況・・・・・・・・4
- 2-3 計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

## 第3章 実施及び運用

- 3-1 実施のための推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 3-2 職員に対する普及、啓発・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 3-3 削減目標達成のための具体的な取り組み・・・・・・・・7
- 3-4 ごみの減量化・リサイクルの推進・・・・・・・・8
- 3-5 環境に配慮した公共工事の実施・・・・・・・・9

## 第4章 計画の点検と評価

- 4-1 点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 4-2 目標や取り組みの見直し・・・・・・・・・・・・・・・・10

## 第1章 基本的事項

### 1-1 計画の主旨と目的

昨今、地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の現実に向けた取り組みが求められています。

国際的な動きとして平成27年12月に、国際気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス（パリ）において開催され、新たな法的枠組みである『パリ協定』が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

また、国においては、国内における温室効果ガス排出削減と温室効果ガスの吸収量の確保により、令和12年度における温室効果ガス排出量を平成25年度比で46.0%減の水準とし、さらに令和32年度までにカーボンニュートラルを実現することを目標に、再生可能エネルギーや省エネルギーの推進を図ることが掲げられました。

本町では、平成31年に第3次みやき町地球温暖化防止実行計画を策定し、温室効果ガスの抑制に向けた取り組みを行ってまいりましたが、令和5年度をもって計画期間が終了となりますので、地球温暖化対策推進法に基づき、町施設等の省エネなどに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目標に、「第4次みやき町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「実行計画」という。）策定し、取り組みを推進いたします。

#### 地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条 第1項（抜粋）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

### 1-2 計画期間

第4次実行計画期間は、令和6年度から令和12年度までの7年間とし、基準年度を平成25年度とし、地球温暖化対策計画に乗っ取り実行計画の最終年度を令和12年度とします。また、本計画の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

### 1-3 計画の対象

本計画の対象は、町が管理する施設における全ての事務及び事業活動を対象とし、温室効果ガス排出量の把握及び削減目標達成のため、下記の対象組織全体に適用します。

- ～対象組織～
- ① 総務部局
  - ② 民生部局
  - ③ 事業部局
  - ④ 教育委員会事務局
  - ⑤ その他町内部局
  - ⑥ その他町管理施設

### 1-4 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、本町においては排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）とします。また、副産物として排出される微量の温室効果ガス（メタン（CH<sub>4</sub>）、亜酸化窒素（N<sub>2</sub>O））等は「kg-CO<sub>2</sub>」に換算し標記いたします。

## 第2章 温室効果ガスの総排出量と削減目標

### 2-1 みやき町役場における温室効果ガス排出状況

平成31年度より始まった第3次実行計画における温室効果ガス削減の達成状況は、基準年である平成23年度（H23）（総排出量 1,977,564 kg-CO<sub>2</sub>）比で、平成31年度（H31）は 12.76%（1,725,215 kg-CO<sub>2</sub>）減、令和2年度（R2）は、20.78%（1,566,513 kg-CO<sub>2</sub>）減となっておりますが、令和3年度（R3）から令和4年度（R4）については施設建設に伴う電気等の使用が増加したことにより増となっております。

また、令和4年度（R4）にて全施設の排出状況を算出したところ、基準年比 10.09%（199,489 kg-CO<sub>2</sub>）増で、目標を下回る結果となっております。

kg-CO<sub>2</sub>

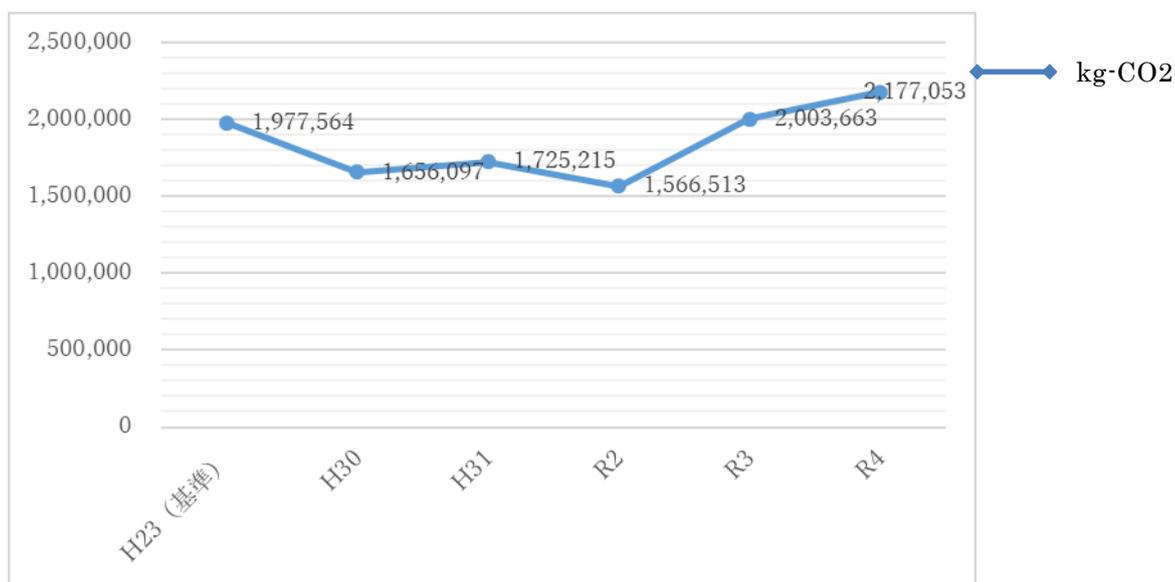


図 2-1-1 直近5か年の温室効果ガス総排出量の年間推移

## 2-2 令和4年度における排出原因別の状況

排出原因別では、各庁舎や学校、町が管理する施設等で使用される「電気」によるものが約73%（1,590,466 kg-CO<sub>2</sub>）を占め、主な排出原因となっています。

次いで多いものが各施設の運営等で使用されるLPG・ガソリン・軽油等の「燃料使用」が約17%を占めています。

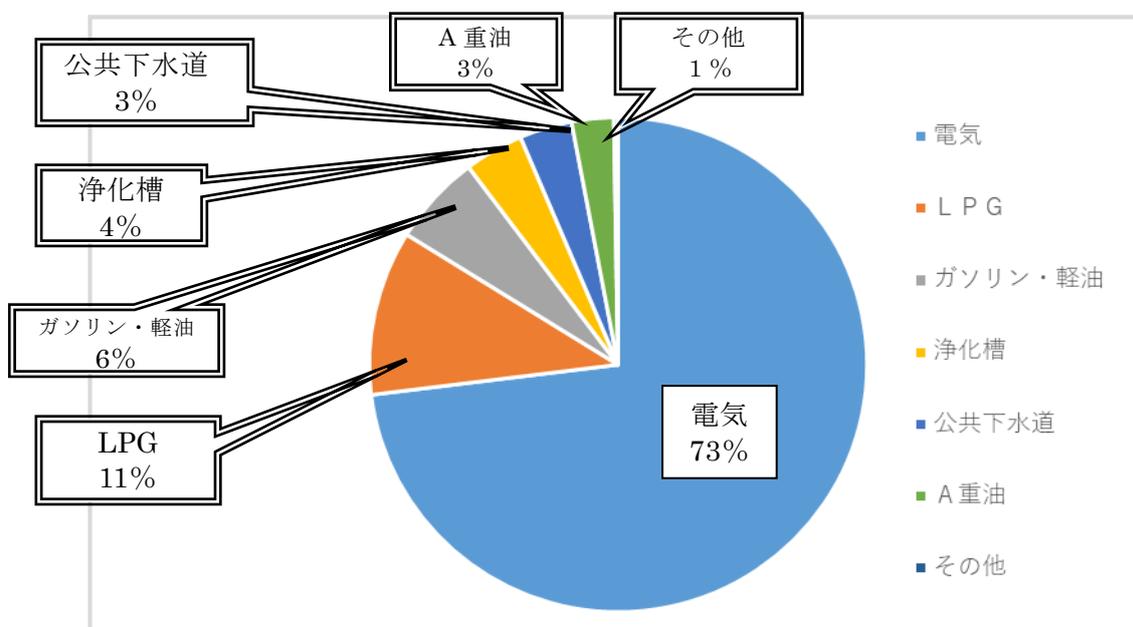


図 2-2-1 令和4年度 温室効果ガス排出量の内訳（小数点以下四捨五入）

【単位：kg-CO<sub>2</sub>】

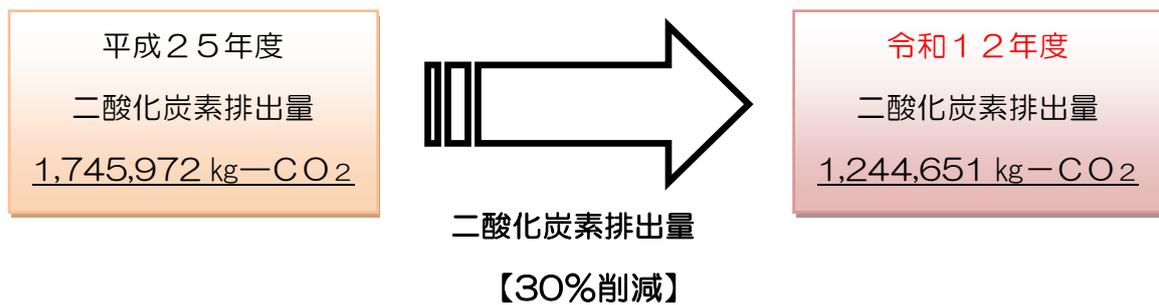
		H23 (2011) 基準年	H30 (2020)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	
燃料 使用量	車両	ガソリン	76,449	75,033	76,765	70,602	71,733	60,238
		軽油	4,091	7,610	31,099	33,026	38,899	68,311
		計	80,540	82,643	107,864	103,628	110,632	128,549
	施設	A重油	107,986	81,289	59,612	56,902	62,321	59,612
		灯油	64,934	3,972	615	4,680	5,040	3,208
		LPG	270,044	76,171	182,497	84,573	191,921	234,444
		計	442,964	161,432	242,724	146,155	259,282	297,264
小計		523,504	244,075	350,588	249,783	369,914	425,813	
車両走行		3,037	3,724	4,307	4,154	4,279	2,663	
下水処理量		110,671	140,308	146,715	155,360	158,839	158,111	
電気の使用		1,340,352	1,267,990	1,223,606	1,157,216	1,470,631	1,590,466	
合計 (kg/CO <sub>2</sub> )		1,977,564	1,656,097	1,725,216	1,566,513	2,003,663	2,177,053	
対前年比		-	100.0%	104.2%	90.8%	127.9%	108.7%	
対前年比増減		-	0.0%	4.2%	-9.2%	27.9%	8.7%	
対基準年比 (H23 2011)		-	-	87.2%	79.2%	101.3%	110.1%	
対基準年増減 (H23 2011)		-	-	-12.8%	-20.8%	1.3%	10.1%	

表 2-2-1 直近5か年温室効果ガス原因別排出量

### 2-3 計画の目標

令和12年度（目標年度）までの計画期間内に達成する温室効果ガス排出量の削減目標として、以下のように設定します。

平成25年度における二酸化炭素排出量は 1,745,972 kg-CO<sub>2</sub>でした（全施設を含む）。これを令和12年度において30%削減（1,244,651 kg-CO<sub>2</sub>）することを目標とし、達成できるよう努力します。



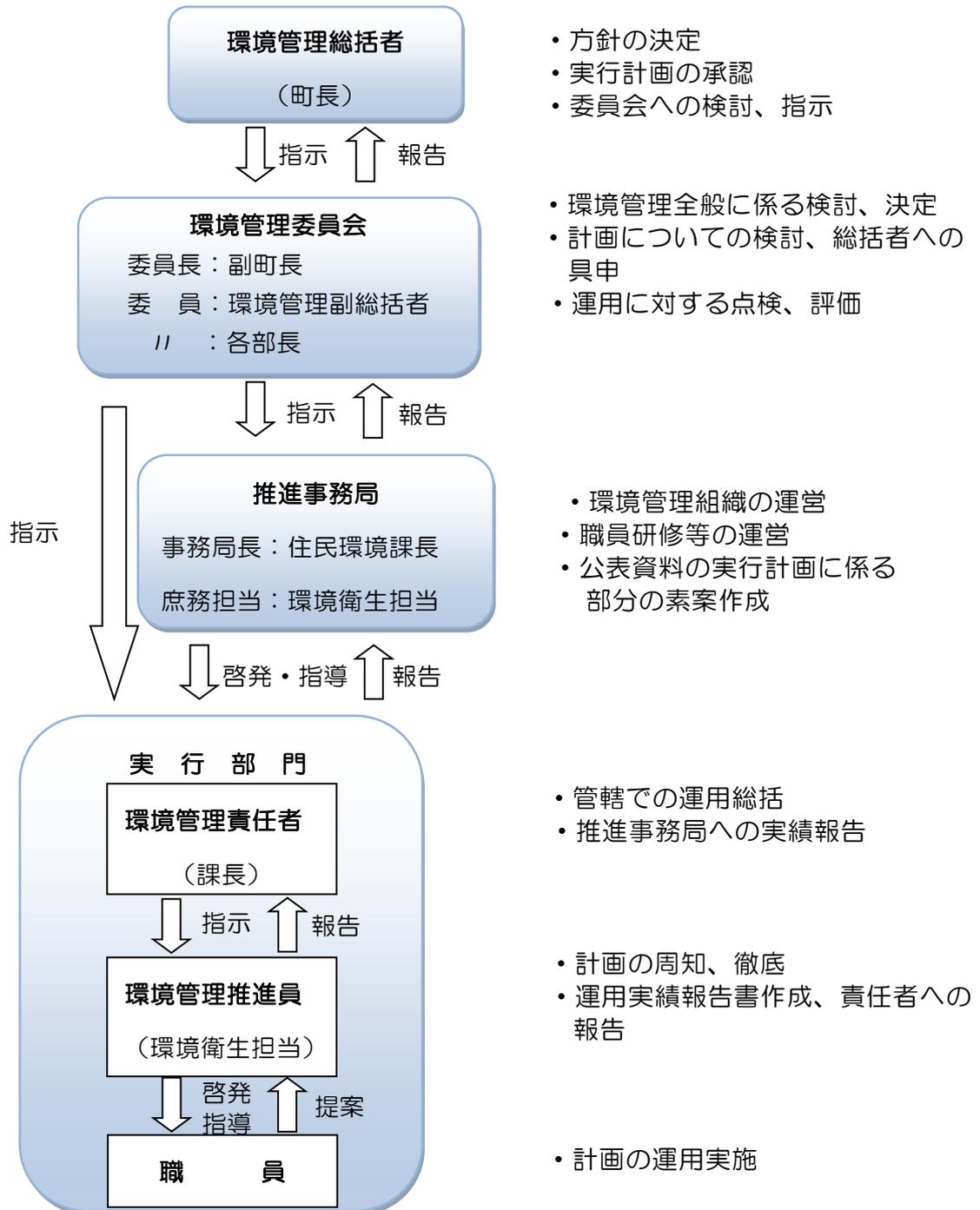
## 第3章 実施及び運用

### 3-1 実施のための推進体制

本計画の確実な実施・運用を図るため、計画の対象範囲を含めて推進体制を構築し、進行管理を行います。

また、職員一人ひとりには、これらの具体的な行動及び目標を把握し、自主的、積極的に取り組むこととします。

#### ～ 推進体制組織図 ～



### 3-2 職員に対する普及、啓発

本計画の確実な運用のためには、職員一人ひとりの自覚と意識向上が必要となります。本計画の目標達成のため、職員に対して計画書の配布、庁内ネットワーク等により普及・啓発を行い、また、計画の運用、点検等の状況を踏まえ、必要に応じて研修会等を実施することとします。

### 3-3 削減目標達成のための具体的な取り組み

平成23年度（基準年度）の温室効果ガス総排出量の算定結果より、目標年度での温室効果ガス排出量削減目標達成のためには、これらの主な要因となっている各施設での電気及び燃料使用量の削減に積極的に取り組むことが効果的です。

庁内での実行計画推進にあたっては、原則として、行政サービスの低下、町民生活への支障が発生しない範囲で、関連する全ての職場で取り組むこととします。一つ一つの、行動としては小さな事ですが、日々の積み重ねによって大きな削減効果があると見込まれます。

各実行部門での具体的な取組項目は、次の項目のとおりとします。

### 3-4 温室効果ガスの排出抑制

電気・燃料使用量の削減は、事業活動に影響を及ぼさない範囲で取り組む必要があり、現実的には各庁舎内の事務部門での省エネルギーへの地道な取り組みが効果的であると思われます。

#### ◆ 基本方針

- 電気・燃料の使用の適正化、使用の削減に最大限に配慮した取り組みを実践します。
- 廃棄物の減量化、リサイクル、リユースに努めます。

#### ～ 具体的な取り組み ～

##### 1 電気・燃料等の使用の抑制

- ・昼休み時間の消灯
- ・自然光利用による消灯
- ・会議室やトイレ不使用时の消灯
- ・ブラインド等の活用による空調の効率化
- ・不必要時のOA機器等の電源断

- ・トイレ、廊下、階段等での自然光の活用
- ・空調の適切な温度の設定（冷房温度概ね 28℃、暖房温度概ね 20℃）
- ・COOLBIZ・WARMBIZの徹底
- ・空調時の窓、出入口の開放禁止
- ・空調機器の定期的な清掃
- ・各施設照明のLED化等の省エネルギー化
- ・節水の励行
- ・再生可能エネルギーや未利用エネルギーへの転換や蓄電池の導入の検討

## 2 公用自動車の適正な利用・管理における環境負荷の低減

- ・エコドライブの推進
- ・不用物の積載等をしない
- ・走行ルートの合理化
- ・確実な点検・整備の実施（タイヤ空気圧の適正化等）
- ・近距離への徒歩、自転車の利用
- ・相乗りの励行
- ・リモート会議の推進、庁舎間の unnecessary な移動をしない
- ・電気自動車等導入による排気ガス抑制の検討

## 3 ごみの減量化・リサイクル・リユースの推進

廃棄物について、分別の徹底、資源としての再活用、ごみの減量化を推進し、役場全体のごみ減量を図る必要があります。

- ・紙類の分別による循環型オフィスづくりの推進
- ・詰め替え可能性品（リターナブル製品）の活用
- ・シュレッダー使用は機密文書の廃棄の場合のみに限定化
- ・両面コピーの徹底、内部検討資料の裏紙使用
- ・縮小コピーの効果的使用及びミスコピーの防止
- ・缶、びん、ペットボトル等の分別の徹底
- ・事務用品、電気用製品等の修理による長期使用
- ・不要となった備品等の管理換え等による有効活用
- ・グリーン購入（環境に配慮した製品）の推進

- ・会議資料の適正化と封筒の不使用
- ・庁内ネットワーク利用によるペーパーレス化の推進

### 3-5 環境に配慮した公共事業の実施（関連部門における取り組み）

#### ◆ 基本方針

- 温室効果ガスの低減に資する材料・設備・システム等の導入を推進します。
- 廃棄物となるものを極力減らすように努める一方、廃棄物の再資源化等にも努めます。

#### ～ 具体的な取り組み ～

- ・建設副産物の発生抑制と分別リサイクルの徹底
- ・公共施設の適切な維持管理
- ・環境負荷の少ない資材の使用
- ・建築物の断熱性の向上等、省エネルギー設備の導入

## 第4章 計画の点検と評価

### 4-1 点検・評価

環境管理責任者は、毎年度当初に前年度の実績により計画の進捗状況について、自己評価を行い、推進事務局へ報告する。

推進事務局は、各実行部門からの報告に基づきその集計及び目標達成状況の点検を行います。

また、環境管理委員会は、推進事務局からの報告に基づき、全般的な取りまとめを行い、環境管理総括者に報告をする。環境管理総括者は、その報告に基づき計画の見直し及び改善等の指示を行います。

### 4-2 目標や取り組みの見直し

取り組みについては、その実施状況を踏まえ、実施状況が低いものについては、その理由を明らかにするとともに、実施状況が高まるような工夫や、実施可能な取り組みへの変更等を行います。また、実施状況が高いものについては、それらの取り組みが確実に実施されているかを確認します。

目標については、その達成度を踏まえ、達成度が低いものについては、達成に向けて新たな取り組み等の導入を検討するとともに、目標そのものに無理がなかったかを確認します。

また、達成率が高いものについては、より高い目標や新たな目標を設定することが可能かどうかを検討します。

### 4-3 進捗状況の公表

本計画の透明性・客観性を確保するとともに、町民及び事業者への啓発の一環として、計画の進捗・達成状況を中原庁舎（住民環境課）にて公表するものとします。